

6月号



5月22日 周防大島マラニック100

■文化・スポーツ

○大島一周駅伝・周防大島リレーマラソン大会

196 万円 <社会教育課>

大島一周駅伝競走大会・中学校男子大島駅伝競走大会・女子大島駅伝競走大会については、「大島一周駅伝競走大会・周防大島リレーマラソン」に名称を変更し、コース変更等内容についても一部改めて開催します。

○ビーチバレー大会の開催 118 万 2 千円

<社会教育課>

片添ヶ浜海水浴場の砂浜を舞台に、ビーチバレー大会を開催します。

○ロードレース大会の開催 1,272 万 2 千円

<社会教育課>

日本陸連公認のロードレース大会を開催します。

○少年サッカー大会の開催 282 万 9 千円

<社会教育課>

周防大島町陸上競技場等を会場とし、小学生チームを対象としたサッカー大会を開催します。

■交流

○有識者意見交換会 22 万 2 千円 <政策企画課>

町が抱える課題についてさまざまな立場の皆さまから幅広く意見をいただき、町政運営に反映します。

○山口県大島郡国際文化協会出捐金 1 億円

<政策企画課>

公益財団法人から一般財団法人へ移行する山口県大島郡国際文化協会へ出捐し、更なる国際交流の推進を図ります。

○国際交流支援事業 274 万円 <学校教育課>

国際交流支援員を町内の 2 つの中学校に派遣し、英会話への関心と異文化との交流を推進します。

○語学留学生派遣 736 万 4 千円 <教育委員会総務課>

英会話や異文化理解への更なる関心を助長し次世代の人材育成を推進するため、山口大学等と連携し、姉妹島であるハワイ州カウアイ島へ高校生を派遣します。語学の学習だけでなく、現地の高校生や日系の方々との体験交流を通じ、英語によるコミュニケーション能力の向上を目指します。

2. 人が元気で活躍するまちづくり

■学校教育

○小学校の統合 1 億 2,034 万 9 千円

<教育委員会総務課>

令和 5 年 4 月の森野小学校と城山小学校の統合に向け、旧東和中学校の校舎等の改修等を行います。また、閉校式を実施するとともに、開校に向けた準備を進めます。

○スクールバス購入 770 万円 <教育委員会総務課>

令和 5 年 4 月の小学校統合で必要となるスクールバスの新ルートに対応するため、小型バスを 1 台購入します。

○小中学校生理用品設置 9 万 2 千円 <各小中学校>

新型コロナウイルスの影響による「生理の貧困」問題へ対応、生徒の健全育成のため、生理用品（ナプキン）を小中学校のトイレに設置します。

○ICT 教育推進事業 1,187 万 2 千円

<学校教育課>

学習において ICT を効果的に活用するため、ICT 支援員を配置するなど、児童生徒が主体的に学習する「新たな学び」を創造するための整備を継続して行います。

■生涯学習

○デジタル活用支援事業 39 万 6 千円 <政策企画課>

町民の方を対象に初心者スマートフォン教室を開催します。

○二十歳の集い等の開催 83 万 1 千円 <社会教育課>

今年度二十歳を迎える方の新たな門出を祝福、激励するため、「二十歳の集い」を実施します。また、成人式が中止となった令和 2 年度成人者を対象とした「集い」も開催します。

■人権・男女共同参画

○人権教育推進事業 112 万 9 千円 <社会教育課>

一人一人の人権が大切にされる町づくりをめざし、町人権教育推進大会や人権学習講座ならびに町内を巡回して行う出前講座研修などを実施します。

海ごみゼロフェスタ in 周防大島を開催します

海ごみの多くは、不用意に捨てられたプラスチックなどが、河川などを通じて海へ流れ込んだもので、さらに、それらのごみはマイクロプラスチックとなり、海洋環境や生物に深刻な影響を与えています。

このたび、海ごみに関心をもっていただき、海ごみ削減にむけて取り組む大切さを考えていただくことを目的に海ごみゼロフェスタを開催します。

日時 7月31日(日) 午後1時から

会場 大島文化センター (入場無料)

定員 先着 150 人 (事前予約制)

※周防大島町民限定です。

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、本イベントを中止させていただく場合があります。

★参加された方には海から回収されたプラスチックを再利用したボールペンをお配りします。

■申し込み方法

町ホームページの専用申し込みフォームまたは電話にて、7月11日(月)までにお申し込みください。

※申込期限に限らず、定員に達した時点で申し込みを締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。



■申し込み・問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班 ☎ 0820 (79) 1012

■内容

○講演会&パネルディスカッション

演題「マシンガンズ滝沢と考える海ごみ問題」

講師 太田プロダクション

マシンガンズ

滝沢 秀一 先生



○映画上映 プラスチックの海 (吹替版)

マイクロプラスチックによる海洋汚染の実態を描いたドキュメンタリー映画です。

○エコ工作教室 (先着 20 組)

小学生を対象としたエコ工作教室を予定しています。

○環境関連パネル等展示

なぎさ水族館のアワサングやクラゲの生態展示や大島商船高等専門学校の環境保護への取り組みなどに関するパネル展示を予定しています。

○行政説明

「周防大島町における海ごみ問題と課題解決に向けて」

○海ごみゼロ宣言

周防大島町長が海ごみゼロを目指す宣言を行います。

アロハキャンペーン

6月22日～8月31日

昭和38年6月22日に大島郡とハワイ州カウアイ島が姉妹島縁組を結んだことにちなみ、6月22日から8月31日までの間、今年も「アロハキャンペーン (アロハ・ビズ)」を実施します。

アロハとは、「こんにちは」「ごきげんいかが」など親しみを込めた呼びかけに使われ、「よくいらっしやいました」「親切」「丁寧」という意味があります。

周防大島町では、アロハシャツを着用して、「おもてなしの心 (アロハの心)」で皆さまを温かくお迎えします。



■問い合わせ (公財) 山口県大島郡国際文化協会 (周防大島町政策企画課内) ☎ 0820 (74) 1007

令和3年度
下半期

町の財政状況 (3月末現在)

町では条例に基づき、年2回、財政状況を公表しています。

今回は、令和3年度下半期（令和4年3月31日現在）の収支、町債（町が長期にわたり返済する借入金）の残高、町有財産の状況についてお知らせします。

■一般会計予算の収支状況

歳入（歳入予算および収入済額）

科 目	予算額	収入済額	予算対比
町 税	12 億 5,824 万円	12 億 5,815 万円	100.0 %
地 方 譲 与 税 ・ 交 付 金	4 億 8,037 万円	5 億 3,865 万円	112.1 %
地 方 交 付 税	77 億 4,136 万円	80 億 6,031 万円	104.1 %
分担金・負担金・使用料・手数料	2 億 2,623 万円	2 億 54 万円	88.6 %
国 庫 支 出 金	24 億 9,355 万円	18 億 5,950 万円	74.6 %
県 支 出 金	9 億 3,755 万円	7 億 5,737 万円	80.8 %
繰 入 金	2 億 874 万円	1 億 8,040 万円	86.4 %
繰 越 金	4 億 9,873 万円	4 億 9,873 万円	100.0 %
町 債	14 億 1,387 万円	1 億 4,540 万円	10.3 %
その他（財産収入・寄附金・諸収入）	4 億 6,552 万円	4 億 4,506 万円	95.6 %
合 計	157 億 2,416 万円	139 億 4,411 万円	88.7 %

歳出（歳出予算および支出済額）

科 目	予算額	支出済額	予算対比
議 会 費	8,684 万円	8,489 万円	97.8 %
総 務 費	22 億 4,292 万円	19 億 2,953 万円	86.0 %
民 生 費	31 億 3,750 万円	25 億 4,020 万円	81.0 %
衛 生 費	9 億 2,021 万円	7 億 1,323 万円	77.5 %
農 林 水 産 業 費	7 億 400 万円	4 億 8,700 万円	69.2 %
商 工 費	6 億 2,412 万円	5 億 5,852 万円	89.5 %
土 木 費	6 億 1,520 万円	3 億 1,878 万円	51.8 %
消 防 費	4 億 6,798 万円	4 億 3,541 万円	93.0 %
教 育 費	7 億 9,732 万円	6 億 8,318 万円	85.7 %
公 債 費	18 億 2,492 万円	18 億 2,482 万円	100.0 %
その他（災害復旧費・諸支出金・予備費）	43 億 315 万円	30 億 338 万円	69.8 %
合 計	157 億 2,416 万円	125 億 7,894 万円	80.0 %

■特別会計予算の収支状況

会計名	予算額	収入済額	予算対比	支出済額	予算対比
国民健康保険事業	29億2,127万円	25億8,717万円	88.6%	26億5,639万円	90.9%
後期高齢者医療事業	4億4,211万円	4億1,905万円	94.8%	3億8,814万円	87.8%
介護保険事業	33億8,771万円	28億2,460万円	83.4%	29億2,336万円	86.3%
渡船事業	8,518万円	6,729万円	79.0%	7,763万円	91.1%
合 計	68億3,627万円	58億9,811万円	86.3%	60億4,552万円	88.4%

■水道事業・下水道事業・病院事業会計予算の収支状況

会計名	区 分	収 入			支 出		
		予算額	収入済額	予算対比	予算額	支出済額	予算対比
水 道 事 業	収益的収入および支出	8億5,782万円	8億5,571万円	99.8%	8億2,584万円	8億1,163万円	98.3%
	資本的収入および支出	3,320万円	3,320万円	100.0%	2億2,536万円	2億2,526万円	100.0%
下水道事業	収益的収入及び支出	11億3,956万円	10億9,060万円	95.7%	9億6,513万円	9億4,008万円	97.4%
	資本的収入および支出	19億3,597万円	12億5,728万円	64.9%	23億527万円	15億9,220万円	69.1%
病 院 事 業	収益的収入及び支出	55億6,834万円	56億1,071万円	100.8%	48億2,984万円	46億4,365万円	96.1%
	資本的収入および支出	5億4,083万円	5億3,965万円	99.8%	8億6,491万円	8億6,490万円	100.0%

■町有財産の状況

土 地	1,406,560.38 m ²
建 物	201,887.24 m ²
山 林	7,010,086.18 m ²
有価証券・出資による権利	52億6,627万円

基 金	財政調整基金	63億7,460万円
	減 債 基 金	6億1,155万円
	県収入証紙購入基金	300万円
	奨学資金貸付基金	1,001万円
	福祉振興基金	2億5,805万円
	国民健康保険基金	4億237万円
	介護給付費準備基金	2億3,306万円
	まち・ひと・しごと創生基金	1億6,204万円
	土地開発基金(現金)	6,636万円
	土地開発基金(土地)	2億455万円
	中山間ふるさと・水と土保全対策基金	3,113万円
	周防大島高等学校通学支援費給付基金	3,309万円
	ちびっ子医療費助成事業基金	1億717万円
	観光振興事業助成基金	5,427万円
	福祉医療費一部負担金事業基金	5,415万円
	ふるさと応援基金	1億5,115万円
	C A T V 加入促進事業基金	1,975万円
	外国語活動推進事業基金	3,797万円
	医療確保対策事業基金	0万円
	合併地域振興基金	10億116万円
	森林環境整備基金	953万円
合 計		98億2,496万円

■町債残高の状況(会計別)

一 般 会 計	144億3,786万円
特 別 会 計	140億2,227万円
渡 船 事 業	680万円
水 道 事 業	17億2,885万円
下 水 道 事 業	61億8,950万円
病 院 事 業	60億9,712万円
合 計	284億6,013万円

■一時借入金の状況

3 月 末 現 在 高	0円
-------------	----

※予算対比は、小数点以下1位未満を四捨五入しています。

6月は『土砂災害防止月間』です

～日頃の備えと早めの避難を～

これから梅雨や台風などの大雨により、一年のうちでも土砂災害が発生しやすい時期を迎えることから、6月を「土砂災害防止月間」と定め、周防大島町も土砂災害に関する防災知識の普及や警戒避難体制整備を進めています。

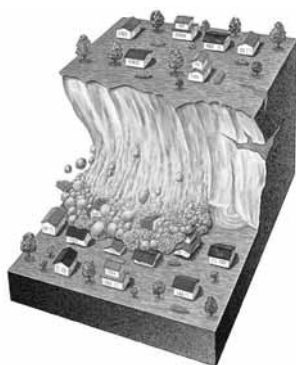
自らの命は自らが守るよう、いざというときのために日頃から備え、土砂災害による被害を防ぎましょう。

○土砂災害とは・・・

台風や大雨、地震などの原因で、山やがけが崩れたり、土や石が水と一緒に川から流れ出たりすることで、私たちの命や家屋などの財産を一瞬にして奪ってしまう災害です。

◇次のような現象を発見したら、すぐに安全な場所に避難しましょう

がけ崩れ



- 小石がばらばら落ちてくる
- 斜面から水が噴き出す
- 斜面にひび割れができる
- 木がゆれたり傾いたりする
- 「ザワザワ」「メキメキ」と地鳴りがする

地すべり



- 地面に割れ目や段差ができる
- 家の壁や塀に割れ目が入る
- 池や井戸の水が急に減ったり、濁ったりする
- 湧き水が増える
- 山や木が「ザワザワ」と地鳴りや山鳴りがする

土石流



- 山や木が「ザワザワ」とさわぐ
- 地鳴りや山鳴りがする
- 木が裂ける音がする
- 焦げくさい、土くさい、腐った土においがする
- 川が急に濁ったり、流木が流れたりする
- 「ゴロゴロ」と大きな石が流れる音がする

— 気象情報の確認 —

気象台が発表する注意報・警報など気象情報には十分注意し災害に備えましょう。また、大雨警報・洪水警報の発表時でさらに災害の発生が高まった場合は、『土砂災害警戒情報』が発表されます。町防災行政無線や防災メール等でお知らせしますので、早めの避難をお願いします。

▼山口県土木防災情報システム

<http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>

▼周防大島町防災メール登録方法・変更方法

次のメールアドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信してください。

e-suo-oshima@xpressmail.jp



— 避難行動について —

避難とは難を避け、安全を確保することで、次に挙げる行動があります。

○町が開設する避難所への避難

○安全な親戚・知人宅への避難

○安全な建物（強固な建物）への避難

※自宅が安全な場合は、自宅に留まることも避難行動の一つです。

※避難する時間がない場合は、2階や崖から離れた部屋など少しでも安全な場所に避難してください。

問総務課 消防防災班 ☎ 0820 (74) 1000

災害時協力井戸 登録の募集について

近年、さまざまな大規模災害の発生が想定・懸念されるなか、過去の災害の教訓から、水道施設等の損傷により町内の広範囲で長期にわたって断水が発生する恐れも想定されます。

そのため、災害時における「地域の財産」のひとつとも考えられる井戸に着目し、地域の皆さまの災害時の生活に必要な水の確保の一助として、「周防大島町災害時協力井戸」の登録制度を創設し登録井戸の募集を行っています。

制度の概要

この制度は、町内に井戸を所有（管理）されている方の善意により、「災害時に井戸水を提供すること」についてご了解いただいた井戸を事前に申出・登録いただき、災害時にはその井戸から井戸水をご提供いただくものです。

井戸をお持ちの方におかれましては、ぜひとも当制度の趣旨にご賛同いただき、災害時協力井戸として登録いただきますようお願いいたします。

申出から公表までの流れ

(1) 申し出

所定の様式により、登録の申出をお願いします。（※登録申出書は役場総務課・各総合支所・各出張所に備え付けてあります）

＜主な登録要件＞

- ・井戸が町内にあり、災害による断水などの際に無償で井戸水を提供できること

- ・ポンプなど、汲み上げに必要な設備があり、安全に使用できること

- ・所在地等の必要事項を公表できること

(2) 現地調査

登録の申出があった井戸は、職員が現地調査に伺います。調査では、井戸の現況確認、汲み上げ方式等の調査を行います。

(3) 登録および標章交付

登録が決定した場合は、災害時協力井戸標章（シール）を発行しますので、井戸や道路から見える場所に貼るようお願いいたします。

(4) 公表

登録後は、町ホームページ等で井戸の所在地や地図などを公表させていただきます。（所有者の氏名や電話番号等は公表いたしません）

■問い合わせ

総務課 消防防災班

☎ 0820 (74) 1000

児童手当・特例給付の制度が変わります（令和4年6月から）

①児童手当の現況届の提出が、原則不要になります

毎年6月に提出している児童手当現況届の一律の届出義務が廃止されます。これまでは全受給者に提出をお願いしていましたが、令和4年6月分以降は受給者の状況が公簿等で確認できる場合は提出の必要はありません。（※公務員の方で所属庁から児童手当を受給している方は、勤務先へ確認してください）※ただし、次に該当する方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票と異なる市町村で児童手当を受給している方
- ・戸籍や住民票のない児童（無戸籍児童）を養育する方
- ・離婚協議中で配偶者と別居中の方
- ・法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ・その他、町から提出の案内があった方



②所得上限限度額以上の人は支給されなくなります

所得上限限度額が創設されたことにより、令和4年6月分（10月支給）から、主な生計維持者の所得額が所得上限限度額以上となる場合、児童手当・特例給付は支給されなくなります（資格消滅）。支給対象外となる方には、通知書を送付します。また、児童手当・特例給付が支給されなくなった次年度以降に所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書などの提出が必要となりますので、ご注意ください。

■受給資格

中学校修了前（15歳到達後、最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

■児童手当の額

- ・3歳未満 月額1万5千円
- ・3歳以上～小学校修了前 月額1万円（第3子以降は1万5千円）
- ・中学生 月額1万円

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎ 0820 (77) 5505

しつちよる？ やつちよる？ 健康づくり！

「ちよび塩」でおいしく運動・活動で元気に！

No.111

健康増進課健康づくり班 ☎ 73・5504

熱中症にご用心！

梅雨入りし、蒸し暑い日が続いています。皆さん体調は崩れていませんか。熱中症といえば、真夏に起こるものと思いがちですが、実は気温と湿度が上がりやすい梅雨時から注意が必要です。

熱中症は、高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態になることを指します。屋外だけでなく、室内で何もしていない時でも起こり、早期に対応しなければ命に関わる病気ですが、予防法を知っていれば、防ぐことができます。

「暑熱順化」って何？

皆さん、暑熱順化という言葉を知っていますか。予防法の1つに暑熱順化というものがあります。暑熱順化とは、「暑さに慣れる」ことを言います。暑さに

慣れることで、発汗量や皮膚の血流量が増え、熱を逃がしやすくなる。汗の中の塩分の再吸収が高まるため、汗で失われる塩分が少なくなる。体温が上昇しにくいなど暑さに強く、熱のこもりにくい体になります。

しかし、暑熱順化は、暑さから数日遠ざかると効果はなくなると言われています。特に梅雨の時期は雨の影響で気温が上がらない日も続いたため、体が元の状態に戻ってしまい、梅雨の晴れ間や梅雨明けに熱中症になる危険性が高くなります。暑さに慣れるまで数日から2週間程度かかるため、今から無理のない範囲で汗をかき、準備しておくことが大切です。

どんなことをしたらいいの？

具体的には、筋トレやストレッチ、散歩や畑仕事、湯船に入る入浴、お子さんは外遊

びなど日頃から適度に汗をかくことです。そこで気をつけてほしいのは、運動中はもちろんですが、まだ体が暑さに慣れていない時は、こまめに水分補給を行いながら、その日の体調や気温、室内環境に合わせて無理のない範囲で行い、継続的に暑さに慣れさせるようにしましょう。

コロナ禍で屋外への外出機会が減り、自然に暑さに慣れることが難しくなっている上、高温多湿下でのマスク着用により、熱中症になる可能性があります。本格的な夏になる前から「暑さに負けない体づくり」を行い、熱中症を予防しましょう。

「ちよび塩クイズ」

夏場の熱中症対策として普段より多く塩分を摂る必要があるか。○か×か？

(答えは17ページに掲載)

国民健康保険税の口座振替が便利です

— 6月15日～8月31日は口座振替推進月間 —

国民健康保険は、加入者全員が保険税を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。後期高齢者医療制度や職場などで保険に入っている方を除き、誰もが国民健康保険に入ることが義務付けられています。

本町において、国民健康保険税の収納率は、近年の経済の低迷とともに低下を余儀なくされてきており、国保財政は厳しいものとなっています。このことから町では「周防大島町国民健康保険収納対策緊急プラン」を策定し、収納率の向上を図ることとしています。

このプランにおける具体的な改善策として、口座振替推進月間を実施し、一層の徴収率の向上を図るとともに国民健康保険財政の安定化を目指します。

■申込手続きの方法

町内の取扱金融機関に、申込用紙が備え付けられていますので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し

込みいただけます。

町外の店舗には、申込用紙を備えていないので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付させていただきます。申込用紙の記入方法が分からない場合は、税務課までお気軽にお問い合わせください。

■手続き（申請書記載）に必要なもの

- ・預貯金通帳（口座番号が確認できるもの）
- ・預貯金通帳の届出印

■取扱金融機関

山口銀行	山口県農業協同組合
北九州銀行	山口県漁業協同組合 (東和町支店)
西京銀行	ゆうちょ銀行・郵便局

■問い合わせ 税務課 徴収対策班 ☎ 0820-74-1031

町税の滞納処分を強化しています

税金の滞納はありませんか？

税金は納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付のない場合は「滞納」になり、滞納状態が続くと法に基づき、滞納処分を行うこととなります。

町では、税を納めていただいている方との公平性を保つために、また重要な自主財源の確保のためにも、滞納処分をより強化しています。なお、本年度も専門知識を有した山口県税務課職員とともに町税を徴収する併任徴収制度を実施します。

滞納のある方は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。

滞納処分の流れ

①督促・催告

自主納付をお願いする文書、電話等による督促・催告を行います。また、督促手数料のほかに、納期限の翌日から納付した日までの期間に応じ延滞金が加算されます。

②財産調査

①の指定期日までに納付がない方は、地方税法、国税徴収法の規定に基づき財産（預貯金・給与・生命保険・売掛等債権、不動産、組合等の出資金など）の調査を行います。

③差押

調査により発見した財産を差し押さえます。自動車などにはタイヤロックを実施します。

④搜索

高額滞納者の居宅、事務所を財産調査のため搜索し、財産があれば差し押さえを行います。税徴収のための搜索は裁判所の令状を必要としません。

⑤公売・換価充当

差し押さえた財産は公売（売却）等により換価（現金化）し、滞納金に充当します。



▲自動車のタイヤロック

滞納処分等の実績

（平成 31 年度から令和 3 年度まで）

◇財産調査	1,146 件
◇交付要求	15 件
◇差 押	113 件

○納税方法のご相談、納期限までの納付にお困り等、納税のご相談は税務課徴収対策班へご連絡ください。

○情報公開制度の運用状況

実施機関区分	請求件数	決定区分等				不服申立
		公開	部分公開	非公開	却下	
町長	235	204	25	0	7	0
教育委員会	41	39	1	0	1	0
病院事業管理者	1	0	1	0	1	0
計	277	243	27	0	9	0

※請求件数と決定区分等の数が違うのは、ひとつの請求に対して複数の決定があったため

○個人情報保護制度の運用状況

請求件数	2
------	---

■問い合わせ 政策企画課 広報情報統計班
☎ 0820 (74) 1007

情報公開制度は、町が持っているさまざまな町政情報を知りたい時に、町民の皆さんからの請求に応じて、その情報の閲覧や写しの交付を行うものです。

個人情報保護制度は、町の保有する個人情報の適正な取り扱いや保護に関して必要な事項を定めることにより、個人の権利・利益の保護を図るとともに、自分の情報について開示請求したり、誤りがある場合などに訂正を請求したりすることのできる制度です。

各制度の令和 3 年度の運用状況についてお知らせします。

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

後期高齢者医療保険ご加入の皆さまへ

健康増進課 医療保険班
☎ 0820 (73) 5502

① 8月から保険証が変わります

■新しい保険証は桃色です

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日です。

8月1日からお使いいただく新しい保険証（桃色）は、7月中旬に簡易書留郵便でお届けします。現在お持ちの保険証（緑色）は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。（返却は不要です）

また、10月1日から窓口負担割合に2割の負担区分が導入されることに伴い、すべての被保険者の方を対象に再度保険証の更新を行います。そのため8月1日付けで交付する保険証は有効期限が9月30日までとなっています。10月1日からお使いいただく保険証（オレンジ色）は、9月下旬に簡易書留郵便でお届けします。

※簡易書留郵便は受け取り印が必要になりますので、入院などでご不在の場合には、保険証が受け取れないことがあります。住所地以外に送付を希望される場合は、あらかじめ各総合支所・出張所で送付先変更の手続きをしてください。

■点字シールを貼った保険証をご希望の方へ

新しい保険証に「保険証」、封筒に「保険証在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の方は、6月24日(金)までにご連絡をお願いします。

② 保険料について ～保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬に送ります～

■保険料の決まり方

1年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と被保険者本人の令和3年中の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人一人に賦課されます。

1年間の保険料

=

均等割額
53,417 円

+

所得割額
(前年所得 - 43 万円) × 10.34%

※所得の少ない方は、保険料が軽減される場合があります。

■保険料の納め方

○特別徴収（年金からの天引き）となる方

昨年12月1日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

○普通徴収（納付書または口座振替での納付）となる方

特別徴収に該当されない方は、普通徴収となります。（口座振替の手続きをされていない方は納付書での納付となります）

■お支払い方法を口座振替に変更できます

納付書でのお支払い対象の方で口座振替への変更を希望される場合は、振替を希望する金融機関へ①振替口座の預金通帳②通帳のお届け印をお持ちいただき、手続きをお願いします。

すでに特別徴収（年金からのお支払い）の方も、役場の窓口へ申請することにより、保険料の支払い方法を、特別徴収から口座振替（金融機関口座からのお支払い）へ変更することができます。手続きは最初に、振替を希望する金融機関で口座振替の手続きをお願いします。その後、役場の窓口へ「口座振替依頼書（お客様控）」をお持ちになり「納付方法変更申出書」を提出してください。

また、過去に口座振替で納付していた場合は、役場の窓口へ「納付方法変更申出書」のみを提出してください。（口座振替の申し込みだけでは特別徴収は中止となりません）

口座振替は後期高齢者医療保険の被保険者本人だけでなく、家族などの口座からもでき、口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人（支払った家族など）に適用されます。

※世帯全体の所得税や住民税の税額が少なくなる場合があります。

大丈夫ですか？「梅雨時期の防災対策」

梅雨時期に備え、次のことに注意して災害から身を守りましょう。

平素の心がけ

- ・家庭で災害発生時の役割分担や集合場所、避難場所、避難ルートを確認しておきましょう。その際に自治体が作成しているハザードマップを活用しましょう。
- ・非常持出品の準備をする際、避難時に両手が使えるようなリュックサック等に準備しましょう。
- ・スマートフォン等から、最新の気象情報の入手に努めましょう。

避難する際に

- ・市町から発令される避難勧告と避難指示が一本化され避難指示のみとなりました。避難指示が発令されたら、危険な場所からすぐに避難しましょう。
- ・氾濫した水の流れは、勢いが強く、水深が膝程度でも歩くのが困難になります。高くて堅牢な建物に避難することも考えましょう。
- ・身体の不自由な人、お年寄り、小さなお子さんから目を離さず、安全な誘導を心がけましょう。
- ・避難所での感染予防を心がけましょう。

「あなたらしい」を築く、 「あたらしい」社会へ

男女共同参画週間 6月23日～29日

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である6月23日からの1週間は、内閣府が主唱する「男女共同参画週間」です。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、皆さん一人一人の取組が必要です。

周防大島町でも「可能性を信じ、それぞれの個性と多様性を尊重し、前向きに生きがいを感じられる社会の実現」を目指して取り組んでまいります。

■問い合わせ 政策企画課 地域振興班
☎ 0820 (74) 1007

狩猟免許試験 ～有害鳥獣捕獲には免許が必要です～

イノシシ等の有害鳥獣捕獲は無免許ではできません。町ではイノシシ・タヌキ・カラス等を有害鳥獣に指定し、山口県大島郡猟友会へ委託して捕獲しています。捕獲に携わるには狩猟免許を取得した後に、山口県に狩猟者登録を行い、山口県大島郡猟友会への入会が必要です。

山口県では今年度、狩猟免許試験が6カ所で実施されます。この機会に捕獲に携わることが可能な方は、ぜひ狩猟免許を取得していただき、農作物被害防止にご協力ください。（※ 町では狩猟免許取得経費等を一部助成しています）

■狩猟免許試験日程

区分	日にち	場 所	申込期限
第1回	6月26日(日)	美祢市民会館（美祢市大嶺町東分326-1）	6月16日(木) 午後5時
第2回	7月13日(水)	柳井市文化福祉会館（柳井市柳井3718）	7月1日(金) 午後5時
第3回	7月31日(日)	ゆめプラザ熊毛（周南市熊毛中央町1-1）	7月21日(木) 午後5時
第4回	8月10日(水)	山口県立農業大学校（防府市牟礼318）【わな猟のみを予定】	7月29日(金) 午後5時
第5回	8月26日(金)	山口県総合保健会館（山口市吉敷下東3丁目1-1）	8月15日(月) 午後5時
第6回	9月4日(日)	下関市菊川ふれあい会館（下関市菊川町下岡枝117）	8月25日(木) 午後5時

○各回ともに、午前9時から午後4時までとなります。

※申請様式は、農林水産課（☎ 79-1002）でも配布しています。

※新型コロナウイルスの影響によっては、日程等が変更になる場合があります。

■申し込み・問い合わせ

〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1

岩国農林水産事務所 森林部 ☎ 0827 (29) 1567

【狩猟免許講習会】

試験日の前日に、同会場において、山口県猟友会主催による狩猟免許講習会が開催されます。申し込み等に関するお問い合わせは、山口県猟友会事務局（☎ 083-924-3517）までお願いします。

介護保険制度のサービスと保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんで介護が必要な方を支え合う制度です。市区町村が保険者となつて、加入者の皆さんの保険料と公費を財源に運営しています。

問 介護保険課 介護保険班 ☎ 73・5503

① サービスの使い方

介護や支援が必要と感じたら、次のような流れで介護サービスを利用することができるようになります。

① 要介護認定を受けます

(1) 本人または家族が、介護保険課または各総合支所・出張所で要介護認定の申請をします。

※地域包括支援センター等が申請を代行できますので、わからない場合は介護保険課までご連絡ください。

(2) 調査員が訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行います。

(3) 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で、審査・判定します。

(4) 認定結果通知書と介護保険証を送付します。

② ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決める計画をつくります。

■ 要介護1～5の方

・在宅サービスの利用…居宅介護支援事業者へ依頼します。
・施設サービスの利用…介護保険施設と直接契約します。

■ 要支援1・2の方

・周防大島町地域包括支援センターへ依頼します。

③ ケアプランに基づいてサービスを利用します

サービスの種類には次のようなものがあります。詳しくは、介護保険課へご相談ください。

■ 在宅サービス

〈自宅で利用する〉

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護、入浴車が自宅を訪問して、入浴の介助などを行う訪問入浴介護などがあります。

〈施設に通い（泊まり）利用する〉

日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護（デイサービス）や、医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受ける通所リハビリテーション（デイケア）があります。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などもあります。

〈生活環境を整える〉

歩行器などの福祉用具貸与や、入浴用のいすなどを購入できます。

また、住宅の手すり取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます。（限度額あり）

■ 施設サービス（要介護1～5の方のみ）

介護や医療が長期間必要な方は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム

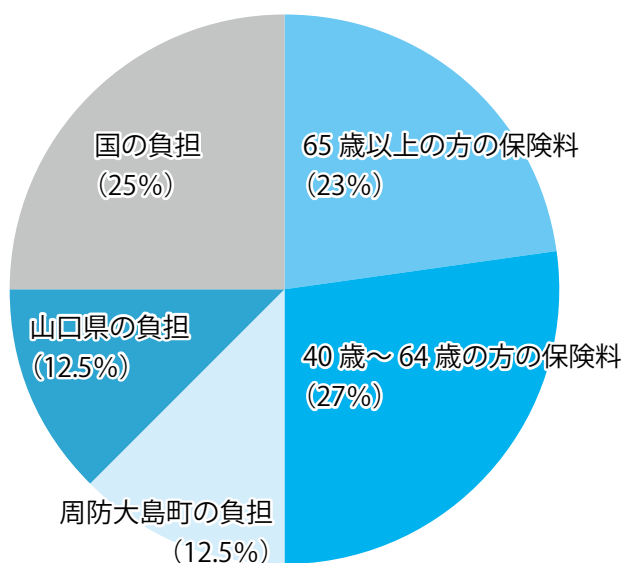
：原則、要介護3以上の方が利用できます）、介護老人保健施設、介護医療院に入所して施設のサービスを利用します。

■ 地域密着型サービス

認知症の方が、少人数で共同生活を送りながら介護や機能訓練などを受ける認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、18人以下の地域密着型通所介護（デイサービス）、在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受ける小規模多機能型居宅介護などがあります。

介護保険の財源（在宅サービスの場合の財源内訳）

介護保険は、下記の円グラフのとおり、40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と公費を財源に運営しています。誰もが安心してサービスを利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。



+ サービスの利用者負担（原則として費用の1～3割）

② 介護保険料について

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。

町でも、高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が増大している現状を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの第8期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用を賄うために新たに保険料を算定しました。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用を賄うために算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。第8期（令和3年度～令和5年度）の保険料は以下のとおりで、基準保険料額（年額）は66,600円になります。

（参考：第7期（平成30年度～令和2年度）の基準保険料額 71,400円）

※第1段階、第2段階、第3段階の保険料は消費税増税による財源を充て軽減の強化を実施します。

所得段階	対象者		算定式	年額
第 1 段階	①生活保護受給者／②町民税非課税者かつ老齢福祉年金※ ¹ 受給者／ ③町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入※ ² が 80 万円以下の方		基準額× 0.3	19,980 円
第 2 段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入が 80 万円を超え 120 万円以下の方		基準額× 0.5	33,300 円
第 3 段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入が 120 万円を超える方		基準額× 0.7	46,620 円
第 4 段階	町民税課税世帯で本人に 町民税が課税されてない 本人に町民税が課税され ている	前年の合計所得金額＋課税年金収入が 80 万円以下の方	基準額× 0.9	59,940 円
第 5 段階		前年の合計所得金額＋課税年金収入が 80 万円を超える方	基準額× 1.0	66,600 円
第 6 段階		前年の合計所得金額が年間 120 万円未満の方	基準額× 1.2	79,920 円
第 7 段階		前年の合計所得金額が年間 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額× 1.3	86,580 円
第 8 段階		前年の合計所得金額が年間 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額× 1.5	99,900 円
第 9 段階		前年の合計所得金額が年間 320 万円以上の方	基準額× 1.7	113,220 円

※¹老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

※²課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

介護保険料の納め方

■40歳～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

■65歳以上の方の保険料

○受給する年金が年額18万円以上の方（月額1万5千円以上の方）

特別徴収で納めます…年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料が年金から天引きされます。

○受給する年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方など

普通徴収で納めます…役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。納付場所は、各総合支所・出張所、納付書に記載された町指定の金融機関、コンビニ※等です。

また、令和4年4月からスマートフォン決済でも納付できるようになりました。詳しくは、令和4年広報すおう大島3月号の4ページをご参照ください。

※コンビニ納付では、使用期限を過ぎた納付書や納付書をホッチキスで留めたものなど、納付できな

いものもあります。コンビニで納付ができない場合は、納付書裏面に記載の金融機関または役場窓口で納付してください。

※納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をお勧めします。町指定の金融機関で手続きできます。

※災害など特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合は、減免や徴収猶予を受けられる場合があります。収入や所得等を確認する必要がありますので、ご相談ください。

保険料を納めないでいると…

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1～3割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担することになったり、利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。

■令和4年度介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。

中高一貫教育だより ①

■問い合わせ

周防大島高等学校
☎ 0820 (77) 1048

周防大島地域では県内唯一

の連携型中高一貫教育を行っています。推進目標として「地域の生徒を地域で育てる教育の実践」を掲げています。この目標を達成するために、大

島中学校と周防大島中学校の町内2中学校と、周防大島高校が一体となつてさまざまな取組を行っていきますので、この広報の紙面をお借りして隔月でその取組を紹介させていただきます。

昨年度はコロナの影響もありましたが、感染防止対策を徹底したうえで可能な限り行事を実施しました。そして今年度もどの程度、行事を行えるかわかりませんが、徹底した感染予防対策の下、充実した中高一貫教育が実施できるように取り組んで参りたいと考えています。



学力アップ特講

3月14日、推薦・連携入試で周防大島高校への合格が内定している中学生を対象とした、「学力アップ特講」を実施しました。

「学力アップ特講」は周防大島高校に入学を予定している生徒の学力向上に向けて、継続的な学習努力を促し、学習意欲を高めることを目的とするものです。

当日は基礎コースと発展コースに分かれ、基礎コースの参加生徒は国語、数学、英語の基礎的な内容の学習を行い、中学校での学習の定着を図りました。発展コースの参加生徒は国語、数学、英語だけでなく、社会や理科の発展的な学習や、進路・コース選択のために高校教員との面談も実施しました。

参加生徒たちは、新たな環境に期待と不安が相半ばした様子でした。しかし、この講座を通して多少なりとも、不

安が解消されたのではないかと思います。そして、高校生活に向けて思いを新たにしたいようです。

第1回中高一貫教育合同研修会

4月6日、第1回中高一貫教育合同研修会を行いました。この研修会では中高一貫教育に関わる全ての教員、町教育委員会、県教育委員会担当者が、中高一貫教育の理念を共有しました。例年の全体会では参加者全員が一堂に会し、理念の共有を行っていましたが、今年度はコロナウイルス感染症対策のため、教科部会ごとに分かれてオンラインで周防大島高校校長、県教育委員会と周防大島町の星野教育長のあいさつを視聴する形になりました。その中で、連携型中高一貫教育の成果やこれからの在り方についての説明がありました。

分掌ごとの専門部会では、「中高一貫教育の滑らかな接続」を目標に話し合いが行われました。

教科部会では、効果的なティームティーチングや、質の高い交流授業を展開するために、今年度の課題や実践目標について協議しました。

マイナポイント第2弾によるポイント申し込みが始まります

マイナンバーカードを取得された方で「健康保険証としての利用申し込み」、「公金受取口座の登録」を行った方のポイント申し込み・付与が令和4年6月30日から開始されます。マイナポイントを取得するためには、「健康保険証としての利用申し込み」、「公金受取口座の登録」とは別に、ポイント申し込みの手続きが必要となります。

詳しくは、総務省のマイナポイント事業ホームページをご確認いただくか、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

○マイナポイント事業ホームページ <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

○マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

【ポイント申し込み手続きの注意事項】

- ・ポイント申し込み受付開始直後は、マイナンバーカードの交付申請や電子証明書の更新等が殺到することが予想されますので、カードの交付申請および電子証明書の有効期限更新は早めに行ってください。
- ・マイナポイントは先着順ではありませんので、ポイント申し込みは慌てず行ってください。
- ・円滑なマイナポイント取得のため、健康保険証利用申し込みおよび公金受取口座の登録は早めに行ってください。
- ・利用者証明用電子証明書の発行および更新から1時間はマイナポイントの申し込みができません。

令和3年度起業家甲子園

《総務大臣賞》

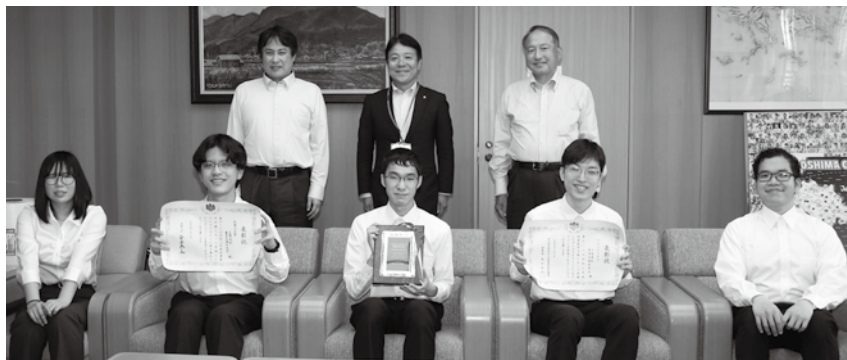
大島商船農業支援研究会(チーム名)

DCON2022 第3回全国高専

ディープラーニングコンテスト

《経済産業大臣賞》

大島商船農業支援研究会(チーム名)



▲受賞の報告に訪れた大島商船高専チーム(大島商船 農業支援研究会)の皆さん(右から、オック オドムさん、田口 創さん、岡村一矢さん、山田竜輝さん、初崎雛希さん、2 段目: 右から古莊雅生校長、藤本町長、顧問の北風裕教教授)

町職員の異動(5月31日付)
【退職者】
総務課 名倉紗菜

瀬戸内のハワイで願いが叶いました！

観光から島の魅力を再発見！
Discover 大島
— 大島観光推進委員会 —

2020 年度に「瀬戸内のハワイで星に願いを」キャンペーンにおいて採択されました吉田世一さんの「自然豊かな周防大島をシーカヤックで一周したい」という願いを叶えるため、たくさんの方々に協力いただきながら6 日間に渡る周防大島一周パドリングの航海にチャレンジしました！

初日(5/9)は強風に見舞われながら片添ヶ浜を出航しましたが、日向泊から山口県漁業協同組合東和町支店の伴走船に励まされながら無事に逗子ヶ浜へ到着できました。2 日目(5/10)は逗子ヶ浜～真宮島～日前へ、3 日目(5/11)は日前～久賀～三蒲へと順調に漕ぎ進みました。



▲海側から見る「巖門」

4 日目(5/12)はあいにくの雨模様となりましたが、最大の難所である大島瀬戸は潮止まりのタイミングで無事通過し、ひょんなことからご縁をいただいた大島商船高専の古莊雅生校長を表敬訪問した後、そぼ降る雨のなか横見に到着しました。

5 日目(5/13)はしあわせ祈岩のひとつ「巖門」などの景勝地に寄り道しながら横見から東安下庄へ、週末の 5/14(土)～15(日)はしっかり休息して

5/16(月)の最終日を迎えました。

今回の航海で唯一の晴天となった最終日は東安下庄を出発し、沖家室から有志の方々が伴走船で帯同くださり、また小積からは観光協会スタッフもシーカヤックで伴走。この航海の主人公である吉田世一さんを中心としたワンチームが合流し片添ヶ浜で歓喜のゴールを迎えました。

吉田世一さんのお人柄にたくさんの方々が引き寄せられ、6 日間すべての行程に帯同した、シーカヤックガイドの村田卓也さんや伴走船などでサポートを行った観光協会スタッフも感動を共有し、願い事が叶う素晴らしい瞬間に立ち合わせていただきました。

この航海の様子は「大島チャンネル」の周防大島観光協会公式番組「シマタビ」で放送予定ですので是非ともご覧ください。

今後も周防大島観光協会では、皆さんに笑顔をお届けできるような企画に取り組んでいきたいと思っています。



▲周防大島一周を終え、熱い握手を交わす吉田世一さん⑤とシーカヤックガイドの村田卓也さん⑥

問い合わせ 周防大島観光協会 ☎ 0820 (72) 2134

周 防 大 島 町 の 話 題



▲周防大島の景色を楽しみながら駆け抜ける参加者の皆さん

サイクリングで島を一周

5月15日、道の駅サザンセトとうわをスタート・ゴールに、サイクリングイベント「シマクル」が開催され、県内外から約300人の参加者がありました。

このイベントは順位やタイムを競うものではなく、参加者の皆さんは、景色やエイドステーション（水分や食べ物を補給できるようにコースの途中に設置されている施設）で周防大島の特産物を楽しみながら、駆け抜けていました。

ピクニック感覚で周防大島をぐるり

5月22日、片添ヶ浜オートキャンプ場をスタート・ゴールに、ピクニック感覚で走る「周防大島マラニック100」が初めて開催されました。

周防大島をぐるっと1周する100kmと70kmのコースに約400人の参加があり、参加者の皆さんは、瀬戸内海の美しい景色やエイドステーションでの周防大島ならではのおもてなしを堪能しながら走っていました。

「マラニック」とは、マラソンとピクニックを掛け合わせた造語で、シマクルと同様に順位やタイムを競うレースではなく、地域の自然やグルメを楽しむスポーツイベントです。



▲元気にスタートする参加者の皆さん

アロハ・フラ島高活動開始

5月26日、周防大島高校の生徒有志で結成したフラチーム「アロハ・フラ島高」が、8月21日に福島県いわき市で開催されるフラガールズ甲子園を目指して活動を開始しました。

練習に参加したメンバーは、インストラクターの小林一恵さんと佐々木陽子さんから指導を受け、1つ1つの動きを確認しながら、フラを踊っていました。

メンバーは、2・3年生の11人。リーダーを務める3年生の山崎心結さんは、「地域の方々にも応援されて成り立っている」「日頃の感謝を忘れずに踊りたい」と思いを語りました。



▲練習を行う「アロハ・フラ島高」の皆さん

受章

◆令和4年度高齢者叙勲

○旭日単光章（地方自治功労）

谷本 良男さん（西屋代）

（元大島町議会議員）



○旭日単光章（地方自治功労）

河本卯三郎さん（久賀）

（元久賀町議会議員）



◆令和4年春の叙勲

○瑞宝双光章（人権擁護功労）

市里 尚弘さん（伊保田）

（元人権擁護委員）



○瑞宝双光章（更正保護功労）

新山 玄雄さん（沖家室）

（現保護司）



○瑞宝単光章（消防功労）

安富 健雄さん（小松）

（元周防大島町消防団副団長）



地域おこし協力隊員 中野 寛之の
しましまタイムズ
SHIMASHIMA TIMES

32

政策企画課

☎ 0820 (74) 1007

4月18日から地域おこし協力隊として着任しました中野寛之といいます。山陽小野田市から周防大島へと移住してきました。

周防大島へは釣りをするために数回ほど訪れたことがあり、「のんびりしていて、雰囲気良く、素晴らしい場所だな」と思い、周防大島に移住しようと思いました。

そこから周防大島への移住計画を立て、役場へ移住相談にも訪れましたが、新型コロナウイルス蔓延のため、なかなか準備が進みませんでした。

ようやく新型コロナウイルスが落ち着き、再度移住相談に訪れた際に仕事をどうするか悩んでいたところ、職員の方から地域おこし協力隊募集のお話をいただきました。

「どうせ移住するなら地元の皆さんのお役に立ちたい、周防大島をもっと盛り上げていきたい」と考え、地域おこし協力隊に応募しました。



▲見かけた際には、気軽に声をかけてください！

現在は地域おこし協力隊として、『周防大島チャンネル』の番組制作に携わらせていただいています。映像制作の経験がなく、全くの初心者ですが、地域の皆さんに「素敵な番組だな」と感じてもらえる番組作りを目指して頑張っています。

撮影でいろいろな場所へ行く機会もあり、地域の方々とたくさん交流したいと思っていますので、見かけた際は気軽に声をかけてください。

また周防大島チャンネルでは、皆さんのアイデア溢れた番組企画などを募集しています。「番組企画などしたくない」「周防大島の魅力を伝えたいけど、どうすればいいかわからない」という方が多いかと思いますが、私も初心者ながらサポートさせていただきます。是非、一緒に周防大島の魅力溢れる番組を作って、周防大島をもっと盛り上げていきましょう。

【P8 ちょび塩クイズ答え：×】
汗で失われる塩分量はわずか。高温環境下での作業や運動等で大量に汗をかく人以外は、食事で補うことができるため、意識して補給する必要はありません。過剰摂取は、心臓病や腎臓病の危険性を高めます。

募 集

会計年度任用職員（陸奥記念館・なぎさ水族館）を募集します

■採用予定人員

1人

■勤務場所

陸奥記念館・なぎさ水族館

（周防大島町伊保田2211-3）

■勤務内容

受付、案内および施設の管理

■勤務条件等

・任用期間

8月1日～令和5年3月31日まで（※ただし、任用から1カ月間は条件付き採用期間となります）

・勤務日

週2～3日程度

（土日祝日の勤務あり）

・勤務時間

午前8時30分～午後5時

（7時間30分）

■報酬等

・時給890円

・通勤に係る費用弁償制度あり

■登録申込書の請求方法

登録申込書は、各総合支所・出張所で配付しています。また、町ホームページからも印

刷できます。

郵送請求の場合、「会計年度任用職員（陸奥記念館・なぎさ水族館）応募申込書請求」と朱書きした封筒に、84円切手を貼った返信用封筒（申込者の郵便番号・住所・氏名を記入）を同封のうえ、請求してください。

■申し込み方法

登録申込書（直近3カ月以内に撮影した写真を貼り付け）を7月8日（金）（必着）までに郵送または直接お届けください。

郵送の場合は、「会計年度任用職員（陸奥記念館・なぎさ水族館）応募申込書」と朱書きした封筒に、登録申込書を入れて、お送りください。（できるだけ簡易書留で郵送してください）

■面接等

別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2301

周防大島町久賀5134

商工観光課公共施設管理班

☎0820（79）1003

社会教育施設の指定管理者を募集します

町では、次の施設について、利用者へのサービス向上や社会教育施設の効率的かつ効果的な管理運営のために、指定管理者制度を導入しています。施設の指定管理期間が令和5年3月31日に終了することから、次期管理者を募集します。募集要項等は7月頃から社会教育課および町ホームページで公表します。

【指定管理者を募集する施設】

No.	施設の名称
1	周防大島町久賀歴史民俗資料館
	周防大島町町衆文化伝承の館
	周防大島町町衆文化の薫る郷公園
2	日本ハワイ移民資料館

指定管理者制度とは、施設管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

■問い合わせ

社会教育課社会教育班

☎0820（78）2205

税務職員募集

■受験資格

(1) 令和4年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人（平成31年4月1日以降に卒業した人が該当します）および令和5年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人

(2) 人事院が(1)に掲げる人に準ずると認める人

■試験の程度

高校卒業程度

■受付期間

6月20日（月）～29日（水）

※原則インターネットでの申し込みとなります。

※詳しくは、国税庁ホームページを確認するか、お問い合わせください。

(<https://www.nta.go.jp>)

■問い合わせ

・広島国税局人事第二課

☎082（221）9211

内線3743・3635

・柳井税務署

☎0820（22）0277

刑務官採用試験

■試験日（1次試験）9月18日（日）

■試験の種類

(1) 刑務Aおよび刑務B（武道）

【男子】

(2) 刑務Bおよび刑務B（武道）

【女子】

(3) 刑務Aおよび刑務B（社会人）

※（武道）は実技試験あり

■受験資格

・(1)および(2)：平成5年4月2日～平成17年4月1日までに生まれた方

・(3)：昭和57年4月2日～平成5年4月1日までに生まれた方

■募集期間

7月19日（火）～7月28日（木）

※インターネットでの申し込みとなります。

※詳しくは、法務省の矯正職員採用ページを確認するか、お問い合わせください。

(<https://www.moj.go.jp/moj/KYOUSEI/SAIYO/index.html>)

■問い合わせ

岩国刑務所

☎0827（41）0136

お知らせ

周防大島地域振興クーポン券を発行します

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、町民の生活応援および町内の商業の活性化を図ることを目的に、令和4年4月1日時点で、周防大島町に住民票がある方へ「周防大島地域振興クーポン券500円割引券を1人につき10枚（共通券7枚・地元商店専用券3枚）」を発行します。

このクーポン券は、周防大島町内の加盟店で1000円（税込）の買い物に対し1枚（500円割引）の使用ができます。町内での買い物の際には是非ご使用ください。

なお、加盟店募集は周防大島町商工会で随時受け付けています。

クーポン券送付時期

6月下旬

クーポン券使用期間

7月1日～12月31日

問い合わせ

商工観光課 商工観光班

☎0820(79) 1003

空家等の実態調査を実施します

町では、空家対策の基礎資料とするため、町内の空家等の実態を把握する現地調査を実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査対象

町内全域の空家と思われる住宅など

調査内容

外観目視により空家と思われる建物を調査し、写真撮影を行います。

調査期間

6月1日～7月31日

調査委託

調査員は、町発行の調査員証を携帯しており、本調査において業務上知り得た情報を他に漏らすことや目的外使用することはありません。また、金銭の要求や物品の販売を行うことは一切ありません。

問い合わせ

空家定住対策課

☎0820(74) 1033



重度心身障害者の方には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある方が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していただきますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

対象となる人の要件

- (1) 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- (2) 療育手帳Aをお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- (4) 障害年金1級の受給者
- (5) 特別児童扶養手当1級の受給者等

助成の要件

対象となる人の要件のいずれかに該当し、一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所・出張所で申請をしてください。郵送での申請も可能です。（所得制限額についてはお問い合わせください）

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は6月中に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を6月末までに郵送します。

手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象になる要件が確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）、個人番号がわかるもの

受給者証有効期間

7月1日～令和5年6月30日

問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77) 5505

献血を実施します

皆さまのご協力をお願いします。

日にち

6月21日(火)

場所

- ・しまとぴあスカイセンター
- 午前9時30分～11時30分
- ・農業者健康管理センター
- 午後1時30分～4時

※400ml限定となります。

問い合わせ

健康増進課 健康づくり班
☎0820(73) 5504

教科書展示会

小学校・中学校・高等学校の教科用図書を展示しています。どなたでも閲覧できますので、ご利用ください。

期間

7月28日(木)まで

午前8時30分～午後5時15分

(閉庁日、休館日を除く)

場所

周防大島町東和教科書センター（東和総合センター2階）

問い合わせ

学校教育課 学校教育班

☎0820(78) 2204



地域づくり活動支援事業

町では、令和4年度に地域づくりを目的とした事業を行う団体に対し、活動を支援するための補助金を交付する事業を追加募集します。

■対象団体

周防大島町を主たる活動範囲とし、3人以上で構成され、政治・宗教・営利のみまたは団体の運営経費・備品等の取得を目的としない団体（ただし、同一内容で、3年度認定を受けた事業は除く）

■対象事業

(1)新たな個性や特性を育むネットワークやシステムを形成する事業

(2)地域の個性や特性に磨きをかける人材育成事業、魅力発揮事業

(3)住民参画による地域づくりの気運を育むイベント、ワークショップ等の開催事業

■補助金額

一団体への支援は、事業費の9割以内とし、新規の活動や小規模な活動を立ち上げ、実施するスタートアップ支援事業については上限20万円、活動の定着・自立化を図るステップアップ支援事業について

では上限を50万円とします。支援限度額に事業規模を合わせる必要はありません。

※補助金額は、審査結果により減額となる場合があります。なお、翌年2月末までに事業が終了するようにしてください。

※募集要項や様式は、町ホームページまたは各総合支所です。入れますので、ご応募ください。

■募集期限 7月11日(月)必着

■問い合わせ 政策企画課地域振興班
☎0820(74)1007

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等補助金制度

飼い主のいない猫のふん尿などによるトラブルが地域で問題となり、たくさんの苦情や相談が寄せられています。

町では、飼い主のいない不幸な猫を減らし、被害や迷惑を未然に防ぐことを目的に、飼い主のいない猫の適正管理を推進するための活動等の動物愛護に関わる活動を行っている団体及び地域に対し、昨年度から「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等補助金」

を交付しています。

■対象者

町内で飼い主のいない猫の適正管理を推進するための活動等を行っている3人以上で構成する団体および地域。（自治会等）

■補助限度額

1団体あたり10万円を上限に対象経費の2分の1を補助します。

■補助対象経費

不妊・去勢手術費用（V字カット代を含む）、消耗品費、飼育器具等の備品購入費、健康診断・予防接種費、印刷製本費、会場使用料、広告宣伝費等

■申請開始

7月1日から（予算がなくなり次第、終了となります）

※事業実施の終了は令和5年1月末まで

■申請方法

申請様式等は、生活衛生課で配付します。また、町ホームページから印刷できます。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2301
周防大島町久賀5134
生活衛生課生活衛生班
☎0820(79)1012

催し

起業基礎講座

「身近な起業のノウハウ」

身近な事例を参考に、講義と演習を通して、興味・関心のあるビジネスについて起業プランを考えていきます。

■日時

7月2日(土)・16日(土)
午後1時30分～4時30分

※受講無料

■会場

島スクエアプラス起業教育研究センター（周防大島町小松91-4）

■講師

中本和幸氏（中本経営コンサルティングタレント事務所代表・中小企業診断士）

■申し込み方法

電話またはメールにて、氏名および連絡方法をお知らせください。（当日受付可）

■申し込み・問い合わせ

NPO法人島スクエアプラス
☎090(7979)4615
np-shimaplus@seai-
tune.jp

金魚島（周防大島）で七夕飾り作り

金魚の形をしているところから「金魚島」とも呼ばれる周防大島。折紙で金魚の七夕飾りを作る講座です。

■日時

7月2日(土) 午前10時～

■定員 10人（先着順）

■材料費 100円

■持ってくるものはさみ、のり、ものさし（30センチ程度）

■申込期限 6月30日(木)

■場所・問い合わせ 八幡生涯学習のむら

☎0820(72)2601



★催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります

がん検診（集団検診）日程（7月4日～25日）

地区	会場	日にち	受付時間	実施項目
東和	油田農村環境改善センター	7月 4日(月)	8：30 ～11：00	・肺がん検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診（容器提出日） ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診
	和田出張所	7月 5日(火)		
	東和総合センター	7月 6日(水)		
	白木出張所	7月 7日(木)		
大島	沖浦農村環境改善センター	7月 8日(金)		
	蒲野農村環境改善センター	7月11日(月)		
	しまとびあスカイセンター	7月12日(火)		
		7月14日(木)		
久賀	農業者健康管理センター	7月15日(金)		
		7月19日(火)		
橘	日良居庁舎	7月20日(水)		
		7月21日(木)		
	たちばなケアプラザ	7月22日(金)		
		7月25日(月)		

※事前に申込みをされた方は、待ち時間を最小限にするため、受付時間を指定してご案内しています。当日は検診機関から届いた受診票をお持ちください。新たに申し込みを希望される場合は、事前にご連絡ください。

※肺がん検診のみ希望された方は、8月下旬から9月の検診日を改めてご案内します。

■問い合わせ 健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820 (73) 5504

みんなの未来をつくる食育

皆さん、「食育」という言葉をご存知ですか。「食育」という言葉を「なんとなく聞いたことがある」「言葉は知っているけど、意味はよく分からない」という方もおられるのではないのでしょうか。

食育とは、生涯にわたって「食べる力を育む」ことです。食に関する知識を身につけ、健康的な食生活を心がけることは、心もからだも健康で生き生きと暮らすためにとても大切なことです。

「食べる力」には、食事を通じて「心」とからだの健康を維持できる」「毎日の食事の大切さや楽しさが分かる」「食べ物を選別し、食事づくりができる」「家族や友達と一緒に食べることを楽しむ」「食べ物を作る人への感謝の気持ちを持つ」などがあります。これらは子どもの頃から家庭や学校、地域等で身につけ、大人になってからも実践していくものです。さらに大人は食の知識・経験、家庭や地域に伝わる食文化などを子ども達に伝えていく大きな役割も担っています。

元で
お気
すか
？
こちらは管理栄養士です

毎年6月は「食育月間」です。コロナ禍で家の中で過ごす時間が増えた方も多いのではないのでしょうか。大勢で食事を楽しむことは難しいですが、地元の食材を選んで料理を作る、家族と楽しく食事をする、昔ながらの食文化や郷土料理について伝えたり調べてみたりする、食べ残しを減らす、野菜を栽培・収穫することなど、ご自身ができることから食育を実践してみませんか。また、毎月19日は「食育の日」です。月に1回は食生活を振り返る機会にしてみましよう。

毎年6月は「食育月間」
・毎月19日は「食育の日」
食育の日が19日なのは、食育の「食（しょく）」が「しゅー」初「1」、く「19」、「育（いく）」が19を連想させるからです。



周防大島町管理栄養士 橋本はるみ
☎ 0820 (73) 5504
健康増進課 健康づくり班

常設人権相談所

毎週月～金曜日 8:30～17:15（休日を除く）
 〇山口市地方方法務局岩国支局 ☎ 0827 (43) 1125

特設人権相談所

7月1日(金) 9:30～12:00（東和総合センター）
 〇福祉課 民生福祉班 ☎ 77-5505

休日在宅当番医 9:00～17:00

6月26日(日) 野村医院 ☎ 76-0017
 7月3日(日) 山中医科歯科クリニック
 ☎ 72-0152

7月10日(日) おげんきクリニック ☎ 74-2490

7月17日(日) 川口医院 ☎ 78-0306

7月18日(月) 正木内科医院 ☎ 77-0021

※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直
 医が対応しています

大島病院 ☎ 74-2580／東和病院 ☎ 78-0310

ちょび塩の日PR活動

7月8日(金) 8:30～11:30
 （沖浦農村環境改善センター）
 〇健康増進課 健康づくり班 ☎ 73-5504

育児相談

6月21日(火) 10:00～11:30
 （久賀福祉センター）

6月23日(木) 10:00～11:30
 （しまとびあスカイセンター）

7月8日(金) 10:00～11:30（日良居庁舎）

7月19日(火) 10:00～11:30
 （久賀福祉センター）

〇子育て世代包括支援センター Ohana ☎ 73-5511

こころの相談会

7月1日(金) 10:00～12:00（久賀福祉センター）

〇健康増進課 健康づくり班 ☎ 73-5504（要予約）

認知症相談

7月7日(木) 9:00～16:00（日良居庁舎）

〇地域包括支援センター ☎ 73-5506

出張年金相談

毎月第3火曜日（久賀総合センター）

10:00～12:00／13:00～16:00

※要予約（予約は相談希望日の前月1日から受付）

※持参の必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。

〇岩国年金事務所 ☎ 0827 (24) 2222

電力契約の切り替えトラブル

【相談】

突然来訪した業者から、「電気代が安くなるから検針票を見せてほしい」と言われたので見せると、業者はなにかを記録して帰った。後日、電力契約の切り替えに関する書類が届き、これまでは別の電気事業者との契約になっていたことが分かった。そのつもりはなかったため解約したい。

【アドバイス】

事業者の突然の訪問を受けて契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフにより無条件で解約できるため、直ちにクーリング・オフの通知を出すよう助言した。

【ワンポイント講座】

訪問や電話で電力契約の勧誘を受けた際、契約先事業者が確認できない場合や契約内容が理解できない場合には、その場で契約しないください。検針票には、個人情報だけでなく電力契約の切り替えに必要な情報が記載されているため、取り扱いには注意しましょう。集合住宅の場合、「このマンション全体の契約が切り替わる」と説明されること

があります。管理会社等に必ず確認しましょう。

お困りの際は、柳井地区広域消費生活センター等へご相談ください。



【相談窓口】

柳井地区広域
 消費生活センター
 ☎ 0820-22-2125

山口県
 消費生活センター
 ☎ 083-924-0999

消費生活上の不安
 や心配を感じたら
 消費生活センター
 にご相談ください。

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

野生のサルを見かけたら

町内において、野生のサルの目撃情報を収集しています。見かけた場合は、次のことに注意の上、農林水産課へご連絡ください。ご協力をお願いします。

(1)近づかない。(2)目を合わせない。(3)大きな声を出したり、驚かせたりしない。(刺激を与えるような行動をしない)(4)絶対にエサを与えない。食べ物を見せない。(※捕獲用のわな(箱わな等)を見つけた場合は、危険なため近づかないでください)

☎農林水産課 有害鳥獣対策班 ☎ 0820 (79) 1002

今月の納期 (普通徴収)

町県民税 第1期分
納期限 6月30日(木)

人の動き (6月1日現在) ※増減は対前月比

人 口	14,598人	(47人減)
男 (日本人)	6,750人	〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 3人 転入 29人 小計 32人 減：死亡 37人 転出 48人 小計 85人
女 (日本人)	7,744人	
外国人	104人	(6人増)
世帯数	8,511戸	(13戸減)

周防大島町交通事故発生状況 (令和4年4月末現在)

人身交通事故 (前年比)		
件数	死者	傷者
4 (-2)	0 (-2)	4 (-4)
物損事故件数		
78	前年比	-5

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

「認知症あんしん見守りシール」をご存知ですか？

～認知症の方やそのご家族が、安心して暮らせるまちづくりを目指しています～

認知症等で行方不明になる恐れのある方が事前登録できる事業「高齢者SOSネットワーク事業」と併せて、万が一行方不明になった際、発見～保護～ご帰宅までを安心・安全・迅速に行えるよう「認知症あんしん見守りシール」を配付しています。



認知症あんしん見守りシール（縦2.5cm×横5cm）



対象者

高齢者SOSネットワーク事業に登録され、シールの配付を希望される方のうち、ご親族のどなたかがスマートフォンの操作が可能な方

地域の皆さまにお願い

- シールを貼っている方を見かけたら、支援が必要な状況かもしれません。温かく声をかけてください。
- シールのQRコードを読み取ると、登録しているご家族と匿名でやり取りができます。道に迷っている様子がみられたら、お手持ちのスマートフォンで操作をお願いします。
- 1人で対応が難しい場合、お近くにスマートフォンの操作ができる人がいれば協力をお願いします。困難な場合は、お近くの役場や警察署にご連絡ください。その際はシールを貼っていることや、その番号を伝えていただけると早期発見につながります。

■申し込み・問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター

☎ 0820（73）5506